

福井県研修受講要件取扱要領（処遇改善等加算Ⅱ）
（幼稚園・認定こども園）

1. 処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件に該当する研修

（1）平成29年4月1日以降に受講した次の研修

- ①都道府県または市町村（教育委員会を含む）が実施する研修
（例：県幼児教育支援センター、県特別支援教育センター、県こども療育センターなどが実施する研修）
- ②県が**適当と認める認定こども園団体、幼稚園関係団体または保育関係団体**が実施する研修
- ③大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは独立行政法人教職員支援機構または独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）が実施する研修
- ④その他県が**適当と認める者**が実施する研修
- ⑤幼稚園または認定こども園が企画・実施する園内における研修

（2）免許状更新講習開設者が実施する免許状更新講習（受講年度問わず）

（3）保育士等キャリアアップ研修

2. 対象者および修了すべき研修時間

研修分野	（幼）中核リーダー （認こ）副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野の研修※1	15時間以上必須	×	×
うち園内研修	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

※1 マネジメント分野の研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいいます。

3. 「1.（1）②県が適当と認める認定こども園団体、幼稚園関係団体または保育関係団体」の申請手続

別添様式「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書」により県に申請し、認定を受ける。※認定団体一覧を県ホームページに掲載予定。

4. 都道府県が実施する研修の扱い

県幼児教育支援センターが実施する市町幼児教育アドバイザー養成研修および園内リーダー養成研修については、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

証明書の種類	研修時間
市町幼児教育アドバイザー認定証 （平成29年4月1日以降に受講開始したもの）	30時間※2
園内リーダー認定証 （平成29年4月1日以降に受講開始したもの）	15時間※2

※2 受講した研修内容がマネジメント分野（※1）に該当することを県で確認できる場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修を受講した時間数として扱う。

5. 免許状更新講習・免許法認定講習および更新講習受講免除者の扱い

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

(1) 免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了書（履修証明書）」	書類記載の時間数※3
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	1 証明書 30 時間※3

(2) 免許法認定講習（いわゆる上進講習）

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」（平成29年4月1日以降に履修したもの）	取得単位数×15時間※3
教育委員会が発行する上位の免許状（例 一種免許）（平成29年4月1日以降の日付で発行されているもの）	150時間※3

※3 受講した免許状更新講習の研修内容がマネジメント分野（※1）に該当することを県で確認できる場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修を受講した時間数として扱う。

(3) 免許状更新講習の受講免除者

証明書の種類	研修時間
教育委員会が発行する「免許状更新講習免除証明書」	30時間

6. 保育士等キャリアアップ研修の扱い

保育士等キャリアアップ研修は、福井県が実施する場合だけでなく、他の都道府県や都道府県から指定を受けた団体が実施する場合でも研修受講要件に該当する研修。

証明書の種類	研修時間
保育士等キャリアアップ研修修了証（都道府県または都道府県が指定した研修実施機関が発行したもの）	15時間

7. 研修受講要件の確認方法

(1) 「1. (1) ①～④」「1. (2) (3)」の研修の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下のものを添付する。

【施設で作成するもの】

- ・研修受講一覧

【加算対象職員にかかる下記の書類の写し（「研修受講一覧」記載時間数確認に必要なもののみ）】

- ・管理簿※

※管理簿の例

「保育士等研修受講履歴ノート」（保育士等キャリアアップ研修修了者に配布）
 「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」（全国保育士会編）
 「研修ハンドブック」（（公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構／監修）
 「研修受講記録」（県作成の参考様式として配布）

- ・教育委員会が発行する「市町幼児教育アドバイザー認定証」「園内リーダー認定証」
- ・大学等が発行する「更新講習修了書（履修証明書）」
- ・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・大学等が発行する「学力に関する証明書」
- ・教育委員会が発行する上位の免許状（例 一種免許状）
- ・保育士等キャリアアップ研修修了証

(2)「1.(1)⑤の幼稚園またはこども園が企画・実施する園内における研修」の確認方法
施設・事業所からの処遇改善等加算Ⅱの申請時に、別添様式「園内研修実施状況報告書」を添付する。

8. その他

研修時間数として休憩時間は除くため、研修受講一覧や管理簿を記載する際は、休憩時間を除いて記載すること。

また、この要領は現時点のものであり、国通知・FAQにより取扱いが変わる場合がある。